

地域医療支援病院の運営委員会について

《地域医療支援病院に係る委員会の設置基準》

設 置

- ・当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成される委員会を当該病院内に設置すること（規則）

構 成

- ・同委員会は、当該地域医療支援病院の所在する地域の医療を確保する上で重要な関係を有する者を中心に構成されるべきものであり、例えば、当該地域の医師会等医療関係団体の代表、当該病院が所在する都道府県・市町村の代表、学識経験者等により構成することが適当であること。（通知）
- ・委員として、当該病院の関係者が就任することを妨げるものではないが、その場合にあっても、関係者以外の者が大半を占めるよう留意すること。（通知）

審議内容

- ・同委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行なわれるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。（規則）
- ・同委員会においては、当該地域医療支援病院が、地域のかかりつけ医、かかりつけ歯科医等からの要請に適切に対応し、地域における医療の確保のために必要な支援を行うよう、主として共同利用の実施、救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修の実施、諸記録の管理、諸記録の閲覧、紹介患者に対する医療提供、患者に対する相談体制その他に関する管理者の業務遂行状況について審議し、当該病院の管理者に意見を述べるものであること。（通知）

開 催

- ・委員会は、定期的（最低四半期に1回程度）に開催することを原則とし、そのほか、必要に応じて不定期に開催することを妨げないものであること。（通知）
- ・当該病院の管理者は、委員会から意見が提出された時は、最大限それを尊重すること（通知）

規 則・・・医療法施行規則 第9条の19

通 知・・・平成10年5月19日 厚生省健康政策局長通知
「医療法の一部を改正する法律の施行について」